

群馬県市町村会館管理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和47年 4月 1日
条 例 第 9 号

改正 平成 5年 6月 8日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除させることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。